

会 議 錄

会議の名称	平成 30 年度 弘前市成年後見支援協議会
開催年月日	平成 31 年 3 月 29 日 (金)
開始・終了時刻	13 時 00 分から 13 時 45 分まで
開催場所	弘前市役所市民防災館 3 階 防災会議室
議長等の氏名	一般社団法人 弘前市医師会監事 梅村 芳文
出席者	弘前市成年後見支援協議会委員 小田切 達ほか 7 名 オブザーバー 弘前市成年後見支援センター 4 名 青森家庭裁判所弘前支部 主任書記官 1 名
欠席者	山鹿 高紀 委員
事務局職員の職氏名	福祉政策課長 今 敏行 福祉政策課課長補佐 秋田 美織 福祉政策課主幹兼総務係長 田澤 千佳 福祉政策課総務係主事 千葉 勝博 福祉政策課総務係主事 小枝 純暉
会議の議題	案件 1. 平成 30 年度 市民後見推進事業実施状況について 2. 成年後見支援センターの広域化について 3. その他
会議結果	下記の会議録のとおり
会議資料の名称	弘前市成年後見支援協議会資料一式

会議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	<p>1. 開会</p> <p>2. 案件協議</p> <p>【案件 1】平成 30 年度 市民後見推進事業について</p> <p>事務局から、【資料 1】に基づき、事業内容と市民後見人の受任状況を説明した。</p> <p>(主な質疑応答)</p> <p>議長 平成 31 年 3 月 8 日の本人からの申立ては、任意後見ですか。</p> <p>事務局 法定後見です。</p> <p>委員 本人申立ての方は南部包括支援センターの支援による申立てという事ですが、他の人達はどのように市長申立てにつながるのか等、教えてください。</p> <p>事務局 他の 3 件につきましては市役所で相談を受けて市長申立てで行うという形になっております。</p> <p>委員 相談者の方は本人の家族ですか。</p> <p>事務局 ご家族や施設の方です。</p> <p>委員 【案件 2】成年後見支援センターの広域化について</p> <p>事務局 事務局から、【資料 2】に基づき、成年後見支援センターの広域化を説明した。</p> <p>(主な質疑応答)</p> <p>委員 センター機能の広域化の時期や予算について、説明をお願いします。</p> <p>事務局 時期的なものとしましては、先程説明した通り平成 32 年度から実施するという事を想定しており、予算については現状では弘前市単独での成年後見支援センターの設置の予算を見ていますが、広域化に伴い、関係各市町村の方から負担金をいただいた上で運営していきたいと考えております。</p>
-------------------------	---

事務局	す。
委員	一番上の四角い箇所、支援センター業務委託あおい森ねっととあります が、これあおい森ねっとがセンターを受託という事でよろしいですか。
事務局	今現在も弘前市成年後見支援センターに委託を行っており、広域化した 後についても、これまでのノウハウを当然活かすため、引き続き同じあおい 森ねっとに委託する想定で考えております。
委員	そうなると申し訳ないんですけど、あおい森ねっとのマンパワーとか大 丈夫なんだろうかという所が心配になってくるんですけども、そこはどう でしょうか。
オブザーバー	予算を沢山いただければ人を増やす事ができます。今の所は、人件費に ついては3分の2きています。1人分きていませんという状況になります。 その中でもこれだけ活動してきましたので、委託していただけるのであれば8市町村の為に働きたいと思っております。 それで実は、31年度にセンターが広域になるという事を見込んで、人 とか準備してきたんですけど1年遅れたという事なので、再度、もっと充 実した人材を揃えて委託に向けて1年過ごしたいと思っております。 予算の確保は是非、委員の皆さんからも言ってください。
事務局	センターの機能としてどういった事に対応していくかという事にもな りますが、個別の相談に対して一通りは聞きます。全て申立て支援をセン ターで行うという事ではなく、例えば受任調整の機能を整理し、高齢者で あれば地域包括支援センター、障がい者であれば相談支援事業所、そちら とも連携を図りながら申立て支援を地域の相談場所が行い、中核機関と してのコーディネートの部分を圏域権利擁護支援センターというところで 実施していくという想定をしています。
委員	32年度実施に向けてという事で、各近隣の市町村に参加を促していく とのことですが、資料2には福祉施設があります。市町村に働きかけてい くのもそうですが、福祉施設の方にはどの様に働きかけていくんでしょうか。
事務局	福祉施設の方におかれましても研修機能という事で、考えておりますの で、広報活動と併せて、そういう専門的な業務を行っている所に成年後見 制度の周知や研修の参加を呼び掛けて実施していきたいというふうに考 えております。

事務局	それをできれば広域的に各市町村ごとに何回かに分けて回っていければと思って協議を進めております。
委員	資料2の下段の一番下に「(仮称)弘前圏権利擁護支援連絡会(事務局弘前市)、構成市町村から推薦された委員」とあります。そうするとこの支援連絡会というものの役割、位置付けはどういう事になりますか。
事務局	<p>現在、弘前市は成年後見支援センターの運営についてご意見いただく場として協議会を設置しております。広域化した場合は、当協議会に代わる組織として位置づけたいと考えております。</p> <p>ただ、任意の組織ですので、専門家の皆さんと合わせて構成市町村の職員に入っていただいて広域の中で圏域権利擁護支援センターの活動内容についてご意見いただければと思っております。</p>
委員	例えば中核機関の機能を持たせるという事で、地域全体の受任調整だとかそういう事も想定してるかと思いますが、市民後見人だけではなくて、例えば専門の弁護士会や司法書士会さんとの連携と、この権利擁護支援センターとの絡み具合と言いますか、どんなイメージを持てばよろしいんでしょう。
事務局	<p>中核機関としてやはり受任調整をしていくという事は想定しています。最初に32年度を目途に広域化したいという事はご説明申し上げたんですが、32年度からそういった市民後見人以外の全体の受任調整までいけるということは想定しておりませんので、3年あるいは5年以内にという一定の期間をもって最終的にはそういった市民後見人以外の受任調整を圏域全体で実施して参りたいと考えています。</p> <p>そこまでの間に順次ステップを踏みながら、家庭裁判所のご指導を得ながら関係機関と協議をし、どういう体制がよろしいのかを検討して参りたいと考えています。</p>
議長	このメンバーが中心になっていくという事で理解してよろしいでしょうか。
事務局	<p>この協議会をどうするのかという事でもありますが、この協議会は弘前市の条例で定められた附属機関でありまして一旦審議を中断する方向で考えています。</p> <p>それで、今の委員の方々プラス他市町村の委員を加えた形での連絡会を今は想定をしています。この協議会自体での協議は中断をして、ただ組織としては残します。国が示す利用促進の基本計画の中には、利用促進の計</p>

事務局	画についての記載があります。例えばそういう事を協議する場として弘前市の計画を協議する場として活用する事も想定されますので組織としては残すと考えています。
議長	先程、委員からの質問に対し、色々連携していくという事でしたが、私も意外と後見制度自体、現場に周知徹底されていないのではと感じています。実際私も一人後見の対象かなと思って、真っ直ぐあおい森ねっとに電話したら、まずは地域包括支援センターに連絡ということがありました。地域包括支援センターで対応できない時あおい森ねっとにお願いするという形になっているようです。これから包括支援センターと福祉施設での権利擁護機能をアップしていくことが必要だという感じをもっていますがいかがでしょうか。
事務局	市の方でも広域化に合わせて連携体制の充実のため、市町村負担を含めて協議している所です。
議長	資料2のイメージ1、イメージ2について広域化や社協の法人後見について、この辺はいかがでしょうか。
委員	<p>社会福祉協議会の方では、平成30年度と31年度の2年間弘前市からの補助金について法人後見に対する準備を進めています。</p> <p>今年度は職員の研修を支援センターさんの協力を得て、職員の研修を行ってあとは実施に必要な要綱の制定であるとか、あとは定款の変更の手続の事務作業を進めまして、いよいよ新年度から、準備の2年目からは具体的な受任を行えるようにしていこうという体制をとっています。</p> <p>とりあえず社会福祉協議会の方では日常生活自立支援事業を実施しています、その利用者でも特に高齢者の方は後見へ移行した方がいいと思われる方が、年々増えてきております。</p> <p>そのような方を中心に、まずは経験を積んでいけたらという計画でいます。</p>
委員	<p>この(仮称)弘前圏域権利擁護支援連絡会のメンバーにですね、仮に弁護士を予定されている場合、今私この支援協議会にはですね弘前市の市民として協力しようと、そういう感じのスタンスで入っています。弘前市以外の市町村が入ってくるという事になると、やはり個人としての関わりではなく、弁護士会としての関わりっていうのが必要になってくると思います。</p> <p>この支援連絡会会員にもし弁護士をという事でしたら、弁護士会の方に推薦依頼を出していただく形で手続き踏んでいただければと思います。</p>

事務局	<p>今ご助言いただきましたように専門職団体、社会福祉士会や司法書士団体などの各団体に推薦を依頼して参りたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>【案件 3】その他</p>
オブザーバー	<p>市民後見人の状況を教えていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>実際に亡くなった方も入れるとトータル 19 件で、多分東北で一番多い数になるのかなと思っています。</p> <p>市民後見も順調にやっていますので、月 1 回報告会ですとか、出納帳の確認等しながらやっています。</p>
	<p>ただ、養成講座を今まで 2 回実施しましたが、そろそろ新たに養成講座をして、市民後見人の候補者を増やしていきたい所はあります。</p> <p>次年度の 2020 年の広域化と一緒に、養成講座ができればいいと思っています。そうすることで、ニーズとして高まってくると思います。</p> <p>また、市民後見人と関係ないですけど、裁判所の新聞の記事で最高裁の方で親族後見がふさわしいという事がありました。</p> <p>例えばこの中核機関で親族後見の場合も、その監督とかサポートっていうのは中核機関がやっていくっていうのはあまり想定していないと思いますが、やっていくのかそれとも裁判所でやっていくのかという所があつて、その辺も想定しながら中核機関の規模を考えていく必要があるのかなって思ったりもしました。</p> <p>難しいと思いますが、その辺も検討しながらやっていければいいかなと思っておりました。</p> <p>あとは多分この背景としては、身上監護をやらない方が不評だっていうのも、推進計画の中でやっぱり進まない理由としてあがってきているので、身上監護をきちんとやるとか、マッチングはきちんとやっていかないと駄目だなと思っています。その申立て支援を弘前広域圏内でしっかりと、基本ケースは後見人つけるとか、そういうマッチングといった機能強化を、今後検討していきたいなと思っていました。</p>
委員	<p>市民後見の方で後見報酬をいただいた場合の報酬額はどうなっていますか。</p>
事務局	

事務局	様に規定しております。
オブザーバー	<p>報酬に関しては専門職と一緒にです。</p> <p>この間、フォローアップ研修4回目で、岡山の弁護士さん来ていただいて、お話し頂いたんですけども、地域によって違うようで、市民だと出たケースで半分とかあるそうです。岡山の弁護士はやっぱり裁判所で打合せ、協議しながら、ちゃんと専門職でも市民でもやっている事一緒になんだから、相応な報酬っていうのを見込んだ方がいいと話していました。弘前に関しては変わらない報酬額で出ております。</p>
議長	市民後見人は、今、トータルで何人位いますか。
事務局	市民後見人につきましては平成24年度と26年度に2回研修会行いまして、現在市民後見人として登録されている方が48名います。
オブザーバー	補足として、だいぶ年月経っているので退職されて、受講されている方もいるので高齢化してきていること也有って、やっぱりその時はよくても今面談したりとかすると難しいとかがあります。どんどん相談の量が増えているので、その辺でマッチングできる方をもうちょっと増やしていきたいなという所はあります。
事務局	高齢になっている場合とか、後は勤めていらっしゃる方とかいらっしゃって、協力できる市民の方に協力いただく状況です。現在だと弘前市で養成して弘前市の対象の方に対しての後見という事でなっていただいているんですけども広域化を見据えて、広域で募集してですね広域の中で育てて、その広域の中であれば自由というか要望があって可能な方がいらっしゃれば弘前市に住んでいる方でも黒石市の方を後見してやれるとか、そういう運営をしたいと思っております。広域化が進めばですね、是非まっ先に養成講座をですね、開催していきたいというふうに考えております。
	<p>〈散会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開、非公開 【公開】 ・傍聴者数 【0名】